

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年1月12日

香川県知事 浜田 恵 造

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
三豊市	令和3年4月14日（水）	仁尾町体育センター	10：00～15：00
	令和3年4月15日（木）	粟島開発総合センター	13：10～13：40
	令和3年4月19日（月）	詫間庁舎	10：00～15：00
	令和3年4月20日（火）	詫間庁舎	10：00～15：00
	令和3年4月21日（水）	詫間庁舎	10：00～15：00
	令和3年4月22日（木）	三野町社会福祉センター	10：00～15：00
	令和3年5月10日（月）	財田庁舎	10：00～15：00
	令和3年5月11日（火）	山本町農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和3年5月12日（水）	みとよ未来創造館	10：00～15：00
	令和3年5月13日（木）	みとよ未来創造館	10：00～15：00
	令和3年5月17日（月）	三豊市市民交流センター	10：00～15：00
	令和3年5月18日（火）	三豊市市民交流センター	10：00～15：00
	観音寺市	令和3年5月19日（水）	大野原中央集会場
令和3年5月20日（木）		大野原中央集会場	10：00～15：00
令和3年5月24日（月）		伊吹丸事務所	13：00～16：00
令和3年6月1日（火）		豊浜中央公民館	10：00～15：00
令和3年6月2日（水）		豊浜中央公民館	10：00～15：00
令和3年6月3日（木）		豊浜中央公民館	10：00～15：00
令和3年6月7日（月）		三観広域防災センター	10：00～15：00
令和3年6月8日（火）		一ノ谷総合コミュニティセンター	10：00～15：00
令和3年6月9日（水）		柞田公民館	10：00～15：00
令和3年6月10日（木）		柞田公民館	10：00～15：00
令和3年6月14日（月）		三観広域防災センター	10：00～15：00
令和3年6月15日（火）		三観広域防災センター	10：00～15：00
令和3年6月16日（水）		三観広域防災センター	10：00～15：00
令和3年6月17日（木）		三観広域防災センター	10：00～15：00
善通寺市	令和3年6月21日（月）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
	令和3年6月22日（火）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
	令和3年6月23日（水）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
	令和3年6月24日（木）	善通寺市民体育館	10：00～15：00
丸亀市	令和3年10月4日（月）	綾歌市民総合センター	10：00～15：00

	令和3年10月5日(火)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	令和3年10月6日(水)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	令和3年10月7日(木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和3年10月12日(火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和3年10月13日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和3年10月14日(木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和3年10月18日(月)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和3年10月19日(火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和3年10月20日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和3年10月21日(木)	本島市民センター	11:20~12:00
坂出市	令和3年11月1日(月)	香川県農協松山支店	10:00~15:00
	令和3年11月2日(火)	香川県農協林田支店	10:00~15:00
	令和3年11月4日(木)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和3年11月8日(月)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和3年11月9日(火)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和3年11月10日(水)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和3年11月11日(木)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和3年11月15日(月)	坂出市役所与島出張所	10:30~10:45

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡	令和3年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。